令和2年2月26日

河江小学校保護者 様

宇城市立河江小学校長 平岡 馨

新型コロナウイルス感染者発生に伴う対応について

向春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のことと拝察いたします。また、日頃から本校の教育活動にご理解とご支援・ご協力を賜り感謝申しあげます。

さて、2月22日、県内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことに伴い、宇城市教育委員会から、感染拡大防止のための学校における対応について、下記の方針が示されました。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、本方針に基づいた適切な対応をお願いいたします。それに伴い、**3月5日(木) に予定しておりました授業参観・学級懇談会は中止**といたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、卒業証書授与式の取り扱いについては、2月28日（金）の宇城市校長会議で検討されますので、対応が決定次第、改めてご連絡いたします。

また、この方針については、今後の感染の拡がりや重症度を見ながら適宜見直されることを申し添えます。

記

1 学校保健安全法第19条による出席停止とするもの

①児童生徒に風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合

②児童生徒に強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③児童生徒が医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

④児童生徒の同居者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合

2 出席停止の期間

学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

3 学校保健安全法第20条による臨時休業（休校）措置とするもの

①児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合

②教職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合

4 臨時休業（休校）の期間

当該児童生徒及び教職員が最後に登校した日から2週間

5 学校が主催する行事等については当面（今年度内）の間、下記の内容を原則とする。

①全校で体育館に集まるような活動は極力避けるようにし、修了式や教職員退任式を実施する場合は校内放送での実施等に努めること。

②上記以外の場合でも、地域の方々に対しては学校行事等への案内を控えるとともに、不要、不急の来校の自粛を求めること。

また、教職員や児童生徒等は外部の不特定多数との接触を極力避けるよう努めること。